

第3節 安全なくらしの確保と安心できる生活環境の創造

3-1 災害に強い県土づくりの推進

311 防災対策の推進

31106 災害医療体制の整備・被災者対策の推進

(主担当:保健衛生室 衛生指導課)

取組内容

1. 災害用医薬品の備蓄・供給体制を確保します。
2. 毒物・劇物を保有している施設等を把握し、激甚災害時における毒物劇物による危害発生を防止します。

1 激甚災害時医薬品等備蓄・供給体制整備事業

(1) 医薬品等の備蓄事業

紀南地域において発災時に必要な医薬品を速やかに供給できるよう、当所に外科系医薬品及び衛生材料を備蓄しました。

医薬品	27薬効	42品目
衛生材料	13分類	41品目

内科系救急医薬品は災害拠点薬局を指定し、備蓄しました。

熊野地域災害拠点薬局	:	ナカニシ薬局
医薬品	27薬効	40品目

(2) 県域を越えた協力体制の整備

* 紀伊半島三県災害時相互応援に関する協定に基づく医薬品等供給実施細目
激甚災害により主要幹線道路が寸断されると、この地域への医薬品等の供給が迅速に進まなくなるおそれがあります。そこで、近隣県と協定を結び、災害時の相互応援について協議しました。

2 激甚災害時毒物劇物保有状況調査

毒物劇物販売業、業務上取扱者等を対象に保有している毒物劇物や中和剤、治療薬等の調査を行い、災害時の危害発生防止に役立てます。

平成18年度調査	53事業所
----------	-------